（2）離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その６　２０か月～１３か月契約〕

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間			20か月契約	19か月契約	18か月契約	17か月契約	16か月契約	15か月契約	14か月契約	13か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									18,390
	自家用									16,220
営業用乗用自動車	個人を除く									24,250
	個人									24,250
自家用乗用自動車			8,130	7,980	7,820	7,670	7,510	7,360	7,200	7,050
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの	24,630	23,660	22,690	21,720	20,750	19,780	18,810	17,840
		最大積載量が２トン以下のもの	18,910	18,230	17,540	16,850	16,160	15,470	14,790	14,100
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの	24,630	23,660	22,690	21,720	20,750	19,780	18,810	17,840
		最大積載量が２トン以下のもの	18,910	18,230	17,540	16,850	16,160	15,470	14,790	14,100
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		10,570	10,300	10,020	9,750	9,470	9,190	8,920	8,640
	自家用		10,570	10,300	10,020	9,750	9,470	9,190	8,920	8,640
小型二輪自動車			6,670	6,590	6,500	6,420	6,340	6,260	6,170	6,090
軽自動車	検査対象車		7,450	7,330	7,210	7,090	6,970	6,840	6,720	6,600
	検査対象外車									
原動機付自転車										
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,200	5,190	5,180	5,170	5,160	5,150	5,140	5,130
緊急自動車			5,270	5,250	5,240	5,220	5,210	5,200	5,180	5,170
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,360	5,340	5,320	5,300	5,280	5,270	5,250	5,230
	(ロ) 小型二輪自動車		5,360	5,340	5,320	5,300	5,280	5,270	5,250	5,230
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,360	5,340	5,320	5,300	5,280	5,270	5,250	5,230
		検査対象外車	5,360	5,340	5,330	5,310	5,290	5,280	5,260	5,240
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		5,040	5,040	5,030	5,030	5,030	5,030	5,030	5,020
	(ロ) 教習用自動車		5,040	5,040	5,030	5,030	5,030	5,030	5,030	5,020
	(ハ) その他 a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,740	6,660	6,570	6,480	6,400	6,310	6,220	6,140
	b 小型二輪自動車		5,130	5,120	5,120	5,110	5,100	5,100	5,090	5,080
	c 軽自動車	検査対象車	5,130	5,120	5,120	5,110	5,100	5,100	5,090	5,080
		検査対象外車								
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,000	5,000	5,000
検査対象外被けん引軽自動車										

（注）１．本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州）以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの（沖縄県を除く。）をいう。

（2）離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その７　１２か月～５か月契約〕

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間			12か月契約	11か月契約	10か月契約	9か月契約	8か月契約	7か月契約	6か月契約	5か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用		17,380	16,350	15,320	14,280	13,250	12,220	11,190	10,150
	自家用		15,370	14,510	13,640	12,780	11,910	11,050	10,180	9,320
営業用乗用自動車	個人を除く		22,790	21,310	19,820	18,340	16,860	15,370	13,890	12,410
	個人		22,790	21,310	19,820	18,340	16,860	15,370	13,890	12,410
自家用乗用自動車			6,890	6,730	6,570	6,420	6,260	6,100	5,940	5,780
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの	16,870	15,880	14,890	13,900	12,910	11,920	10,930	9,940
		最大積載量が２トン以下のもの	13,410	12,710	12,010	11,310	10,600	9,900	9,200	8,500
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの	16,870	15,880	14,890	13,900	12,910	11,920	10,930	9,940
		最大積載量が２トン以下のもの	13,410	12,710	12,010	11,310	10,600	9,900	9,200	8,500
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		8,370	8,090	7,800	7,520	7,240	6,960	6,680	6,400
	自家用		8,370	8,090	7,800	7,520	7,240	6,960	6,680	6,400
小型二輪自動車			6,010	5,920	5,840	5,750	5,670	5,580	5,500	5,410
軽自動車	検査対象車		6,480	6,360	6,230	6,110	5,980	5,860	5,740	5,610
	検査対象外車		5,520							
原動機付自転車			5,150							
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,120	5,110	5,100	5,090	5,080	5,070	5,060	5,040
緊急自動車			5,160	5,140	5,130	5,120	5,100	5,090	5,070	5,060
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,210	5,190	5,170	5,160	5,140	5,120	5,100	5,080
	(ロ) 小型二輪自動車		5,210	5,190	5,170	5,160	5,140	5,120	5,100	5,080
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,210	5,190	5,170	5,160	5,140	5,120	5,100	5,080
		検査対象外車	5,220	5,200	5,190	5,170	5,150	5,140	5,120	5,100
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		5,020	5,020	5,020	5,010	5,010	5,010	5,010	5,000
	(ロ) 教習用自動車		5,020	5,020	5,020	5,010	5,010	5,010	5,010	5,000
	(ハ) その他 a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,050	5,960	5,870	5,790	5,700	5,610	5,520	5,430
	b 小型二輪自動車		5,080	5,070	5,060	5,050	5,050	5,040	5,030	5,030
	c 軽自動車	検査対象車	5,080	5,070	5,060	5,050	5,050	5,040	5,030	5,030
		検査対象外車	5,050							
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
検査対象外被けん引軽自動車			5,040							

（注）１．本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州）以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの（沖縄県を除く。）をいう。